

1 計画の基本的な考え方

策定の趣旨

昭和45(1970)年の交通安全対策基本法制定以来、11次・55年にわたる交通安全計画を作成し、交通安全対策を実施してきた。引き続き、交通事故防止に資するため、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの

計画の性格

昭和45(1970)年6月に制定された、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項の規定に基づくもの

計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年間

2 計画の基本理念

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 人優先の交通安全意識
- 3 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

- 1 交通社会を構築する三要素
 - (1)人間に係る安全対策 (2)交通機関に係る安全対策
 - (3)交通環境に係る安全対策
- 2 これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項
 - (1)人手不足への対応 (2)増加する外国人運転者等への対応
 - (3)先進技術導入への対応 (4)高まる安全への要請と交通安全
- 3 横断的に重要な事項
 - (1)先進技術の積極的活用
 - (2)救助・救急活動及び被害者等支援の充実
 - (3)参加・協働型の交通安全活動の推進
 - (4)運輸安全マネジメント制度の充実・強化
 - (5)EBPMの推進

3 計画の構成

第1章 道路交通の安全

- 1 道路交通事故のない社会を目指して
 - 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。

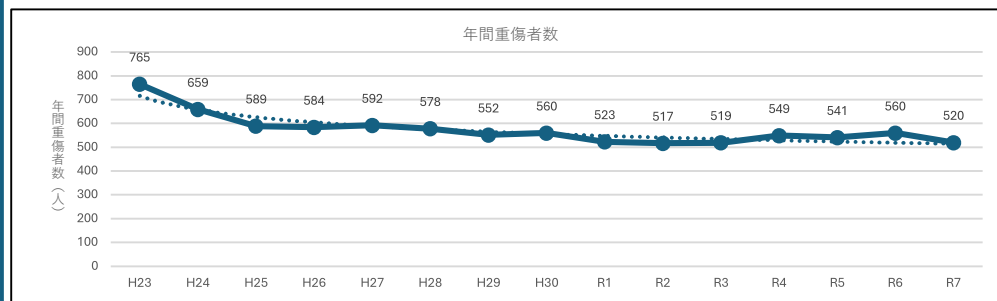
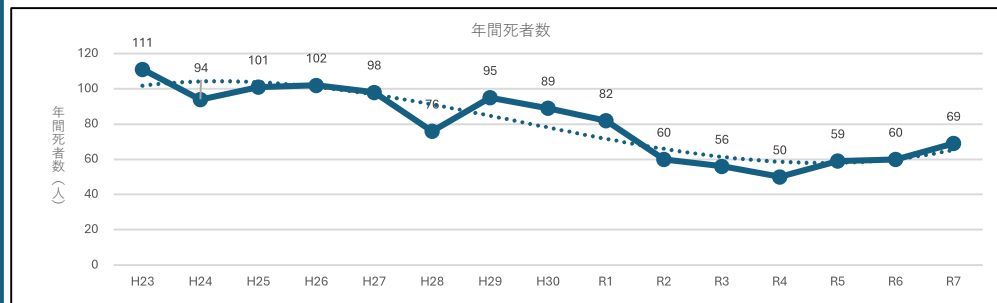
2 道路交通の安全についての目標

<現状>

- 長期的には交通事故死者数、重傷者数とも減少しているが、近年は死者数は増加傾向、重傷者数はほぼ横ばいにある。
- 死者数の約半数は高齢者であり、今後も高齢化が進行し高齢者が関係する交通事故の割合の増加が見込まれる。
- 増加が見込まれる在留外国人及び訪日外国人や新たなモビリティの発展など、社会情勢を注視し、安全対策を進めている。

<目標>

- 令和12(2030)年までに24時間死者数を60人以下とする。
- 令和12(2030)年までに重傷者数を500人以下とする。



3 道路交通の安全についての対策

今後の道路交通安全対策を考える視点

<重視すべき視点>

- (1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- (2) こどもの安全確保のための環境整備
- (3) 歩行者の安全確保のための意識変容
- (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- (5) 外国人の交通安全対策の推進
- (6) 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- (7) 生活道路における歩行者等の安全確保
- (8) 先進技術の活用推進
- (9) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (10) 地域が一体となった交通安全対策の推進



講じようとする施策

<8つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全意識の高揚
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者等支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の周知及び活用等

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道事故のない社会を目指して

- 鉄道は、多くの県民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。
- 県民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく。

2 鉄道交通の安全についての目標

- 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。
- 鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。

3 鉄道交通の安全についての対策

今後の鉄道交通安全対策を考える視点

- (1) 重大な列車事故の未然防止 (2) 利用者等の関係する事故の防止



講じようとする施策

<6つの柱>

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 鉄道交通環境の整備 | ④ 鉄道車両の安全性の確保 |
| ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | ⑤ 救助・救急活動の充実 |
| ③ 鉄道の安全な運行の確保 | ⑥ 被害者支援の推進 |

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切事故のない社会を目指して

- 踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

2 踏切道における交通の安全についての目標

- 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を防止する。

3 踏切道における交通の安全についての対策

今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進



講じようとする施策

<4つの柱>

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置